

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年10月14日

水曜日

第5579号

目次

告 示

○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	1
○救急病院の認定	2
○指定障害福祉サービス事業の廃止	
○公有水面埋立ての免許	3

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定	4
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	6

告 示

富山県告示第441号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営土地改良事業変更計画（芹川柳原地区）を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年10月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業変更計画書（芹川柳原地区）の写し

2 縦覧の期間

令和8年10月14日から

令和8年11月12日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第442号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年10月14日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	所在地	開設者	認定有効期間
高岡市民病院	高岡市宝町4番1号	高岡市	自 令和8年11月1日 至 令和11年10月31日
射水市民病院	射水市朴木20番地	射水市	自 令和8年11月1日 至 令和11年10月31日

富山県告示第443号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和8年10月14日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
居宅介護 重度訪問介護	令和8年10月31日	1610200824	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	ニチイケアセンター中田	高岡市中田1427

富山県告示第444号

公有水面埋立ての免許について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次の公有水面埋立を免許したので、同法11条の規定により告示する。

令和8年10月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 出願人

- (1) 名称 漁港管理者 富山県
- (2) 代表者の氏名 富山県知事 新田八朗
- (3) 住所 富山市新総曲輪1番7号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置 射水市八幡町一丁目1200番の地先公有水面

イ 区域 次の各点を順次に直線で結んだ線及びSD3-1の地点と172の地点を結んだ直線に囲まれた区域

172の地点射水市八幡町一丁目93番付近に設置された街区多角点

10A25（平面直角座標X=+86,714.059、Y=-6,722.732）から

42度04分43秒、98.14メートルの地点

SD1-1の地点172の地点から 19度05分41秒 29.41メートルの地点

SD1の地点SD1-1の地点から 289度14分31秒 0.33メートルの地点

SDの地点SD1の地点から 199度04分14秒 28.90メートルの地点

S D 3の地点 S D の地点から 270度05分43秒 79.99メートルの地点

S D 2の地点 S D 3の地点から 19度04分17秒 28.90メートルの地点

S D 2-1の地点 S D 2の地点から 289度11分10秒 0.33メートルの地点

S D 3-1の地点 S D 2-1の地点から 199度02分55秒 29.64メートルの地点

ウ 面積 69.69平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 射水市八幡町一丁目1200番の地先公有水面

イ 区域 次の各点を順次に直線で結んだ線及び S d 1の地点と S d 5の地点
を結んだ直線に囲まれた区域

S d 1の地点射水市八幡町一丁目93番付近に設置された街区多角点 10A25
(平面直角座標 X =+86,714.059、Y=-6,722.732) から62度29分15秒、
70.15メートルの地点

S d 2の地点 S d 1の地点から 19度11分40秒138.77メートルの地点

S d 3の地点 S d 2の地点から 289度07分54秒120.48メートルの地点

S d 4の地点 S d 3の地点から 199度04分13秒158.47メートルの地点

S d 5の地点 S d 4の地点から 99度48分52秒 77.17メートルの地点

ウ 面積 17,882.06平方メートル

3 埋立地の用途 漁港施設(係留施設)

4 免許年月日 令和8年10月6日

~~~~~  
公 告  
~~~~~

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年10月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積
射水市今井29番	田	1,348㎡
射水市今井51番	田	651㎡
射水市今井 106番	田	264㎡
射水市今井 146番	田	1,083㎡
射水市今井 217番	田	153㎡
射水市今井 318番	田	1,348㎡
射水市今井 466番	田	1,597㎡
射水市今井 839番	田	1,218㎡

2 農地を利用する権利の内容等

所在及び地番	内容	農地を利用する 権利の始期	存続 期間	借賃に相当する 補償金の額
射水市今井29番	利用権	令和9年1月31日	5年	18,635円
射水市今井51番	利用権	令和9年1月31日	5年	9,000円
射水市今井 106番	利用権	令和9年1月31日	5年	3,645円
射水市今井 146番	利用権	令和9年1月31日	5年	14,970円
射水市今井 217番	利用権	令和9年1月31日	5年	2,115円
射水市今井 318番	利用権	令和9年1月31日	5年	18,635円
射水市今井 466番	利用権	令和9年1月31日	5年	22,075円
射水市今井 839番	利用権	令和9年1月31日	5年	16,835円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 西 経子
富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 盛田 充

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局高岡支局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局高岡支局において、補償金の還付を受けることができる。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年10月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）エディオン高岡店 高岡市四屋659-1

2 店舗を設置する者 株式会社エディオン

3 店舗において小売業を行う者 株式会社エディオン

4 新設の日 令和9年5月31日

5 店舗面積の合計 3,500㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

（1）駐車場の位置及び収容台数 敷地南側／62台

（2）駐輪場の位置及び収容台数 建物南側／10台

（3）荷さばき施設の位置及び面積 建物北側／60.0㎡

（4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北側／17.12㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

（1）店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時及び午後9時

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後9時30分

（3）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

敷地北西側／1箇所、敷地西側／1箇所、敷地南側／1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

8 届出の日 令和8年9月30日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和8年10月14日から令和9年2月15日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由
